

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号			調 達 要 求 番 号			物 品 番 号			仕 様 書 番 号		
5K6Z12A00150			5K7V1A50104 0001						Y-000103		
品名 または 件名											
防風フェンス基礎の撤去											
部品番号 または 規格											
仕様書のとおり											
使 用 器 材 名											
数 量		単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00		ST									
納地または工事場所					引 渡 場 所						
現地					中基シス通						
搬 入 場 所					納 期 ま た は 工 期						
					令和8年3月27日（金）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年6月30日（月）10時30分 中央会計隊入札室（Eー1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

駐屯地用標準契約書

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(3) その他

ア 競争参加資格の年度は令和07・08・09年度とする。
イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。

オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」
「産業廃棄物収集運搬業許可証（写）及び産業廃棄物処分業許可証（写）」又は
「産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処理業の許可を有している他業者との委託契約書（写）、
委託業者の産業廃棄物収集運搬業許可証（写）及び産業廃棄物処分業許可証（写）」を提出すること。
（メール又はFAX可）

カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。

キ その他の項目については別紙による。

ク 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第2班	前原	(TEL : 03-3268-3111内線47566)
		(FAX : 03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先

中央基地システム通信隊	浅川	(TEL : 03-3268-3111内線42142)
-------------	----	-----------------------------

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
防風フェンス基礎の撤去		Y-000103	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和7年 6月11日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	中央基地システム通信隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、中央基地システム通信隊において実施する防風フェンス基礎の撤去（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

この仕様書に規定していない事項は、法令及び政省令等による。なお、本役務を行う契約の相手方（以下“業者”という。）は、調達要領指定書に示す撤去物の種類に対し収集運搬業及び処分業の許可を有しているか、許可を有している他業者と委託契約を結んでいるものとする。

2.2 役務の内容

本役務の内容は防風フェンスコンクリート基礎の破壊、撤去、撤去物の処分、アスファルト舗装、駐車区画の塗装及びそれに必要な資器材及び労力等の供給、並びに処理を行ううえで必要な事務手続き等全般を行うものとし、細部は調達要領指定書により示す。

2.3 役務に伴う責任

本役務で発生した撤去物は、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”及び“建設工事等から生じる廃棄物の適正処理について（通達）”に基づき、不法投棄等第三者に損害を与えることのないよう、契約の相手方の責任において適切に廃棄処理し、産業廃棄に関わる産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）、証明書及び証明写真を監督官に提出する。

2.4 業務の委託

産業廃棄物処理を委託する場合は、契約の相手方が業者の選定及び手配を実施する。

2.5 業務の許可

産業廃棄物処理は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を区域管轄の都道府県知事又は政令市長などにより得ている業者が実施する。

2.6 役務時期

令和7年12月31日までの平日とし、産業廃棄物管理票E票が確実に納期までに提出できる時期とする。細部は陸上自衛隊中央基地システム通信隊第4科後方班長との調整による。

2.7 役務実施場所

役務実施場所は、調達要領指定書による。

2.8 品目及び数量

品目及び数量は、別冊資料による。

3 監督・検査

監督・検査要領は、契約担当官等（以下“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 法令等の遵守

業者は、関係法令ならびに行政指導等を遵守して廃棄物の処分等を行わなければならない。

4.2 提出書類

提出書類は、表 1 による。

表 1

番 号	名 称	提出時期	数量
1	収集運搬業及び処分業許可証の写し	契約後速やかに	1
2	業務実施者名簿（様式は図 1 による）	業務実施前	1
3	産業廃棄物管理票	発生後速やかに	1

4.3 秘密保全

秘密保全は次による。

- 業者の庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、関係規則等に基づく手続きを行い立ち入りを禁止した区域及び業務に関係のない施設へは立ち入ってはならない。細部は中央基地システム通信隊担当者の指示に従うものとする。
- 業者は、本役務を履行する上で知り得た情報を他のものに漏らしてはならない。また、契約履行後も同様とする。

4.4 作業時間

作業時間は、土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 4 時までの間を基準とする。

4.5 納期

令和 8 年 3 月 27 日（月）

4.6 官側の支援

業者は、本契約の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- 駐屯地施設の立ち入り及び施設の利用
- 電力、用水などの使用
- 本役務に必要な機器の使用
- 必要な資料などの提示
- その他官側が必要と認めた事項

4.7 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001 の 8.3 による。

図1－業務実施者名簿

業 務 実 施 者 名 簿

番号	氏名	年齢	現住所	車種・車番

実施責任者（部署，氏名，現住所，連絡先）

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	5 K 7 V 1 A 5 0 1 0 4
	調達要求年月日	令和 7 年 6 月 1 1 日
	作 成 部 課	中央基地システム通信隊
	作 成 年 月 日	令和 7 年 6 月 1 1 日
品 名	防風フェンス基礎の撤去	
仕 様 書 番 号	中基シーY000103	

指 定 事 項

2.1 撤去物の種類

撤去物の種類は、廃コンクリート、廃鉄筋、廃鉄骨とする。

2.2 細部役務内容

細部役務内容は、表 1 による。

表 1

番 号	項 目	内 容
1	現地調査	契約の相手方は、契約終結後速やかに官側との調整の上、必要な現地調査を実施し、作業に係る場所の範囲、立入禁止区域の設定、交通規制の期間時間等を官側と調整する。
2	養 生	本役務の作業により周囲の人員、建物、物品等に損傷を与える恐れがある場合は必要な養生を実施する
3	撤 去	別冊資料に示すフェンス基礎及び付属物の破壊、撤去を実施する。
4	原形復旧	フェンス基礎を撤去した敷地に、周囲環境と同等のアスファルト舗装を実施し駐車区画の塗装を実施したのち清掃を行う。塗装の細部は別冊資料に示すとともに官側の指示による。
5	処 分	撤去物を関係法令に基づき適切に処分し、逐次産業廃棄物管理票を中央基地システム通信隊に提出し、納期までにE票の提出を終えるものとする。

2.7 役務実施場所

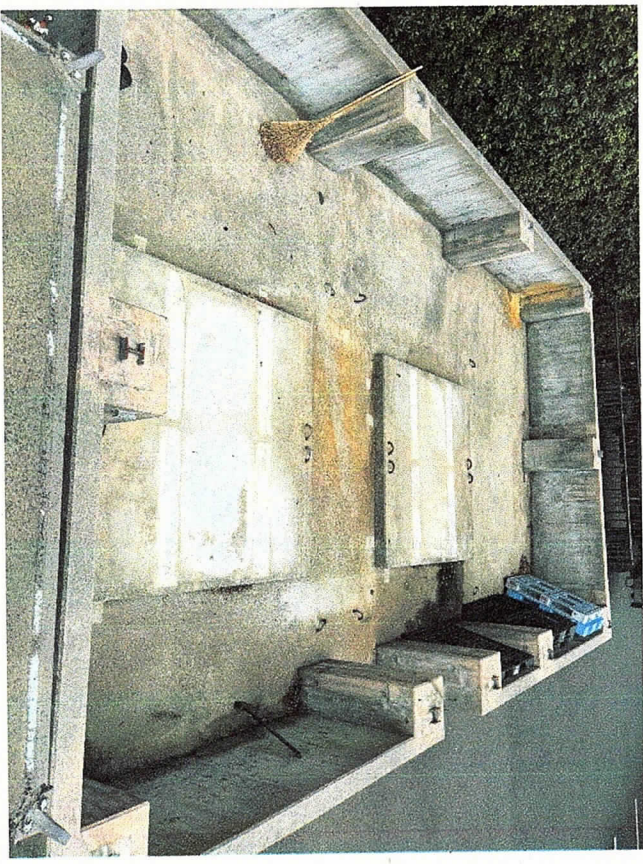
役務実施場所は東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省市ヶ谷地区敷地内市ヶ谷記念館東側
細部別冊資料による。

別冊

防風フェンス基礎撤去資料

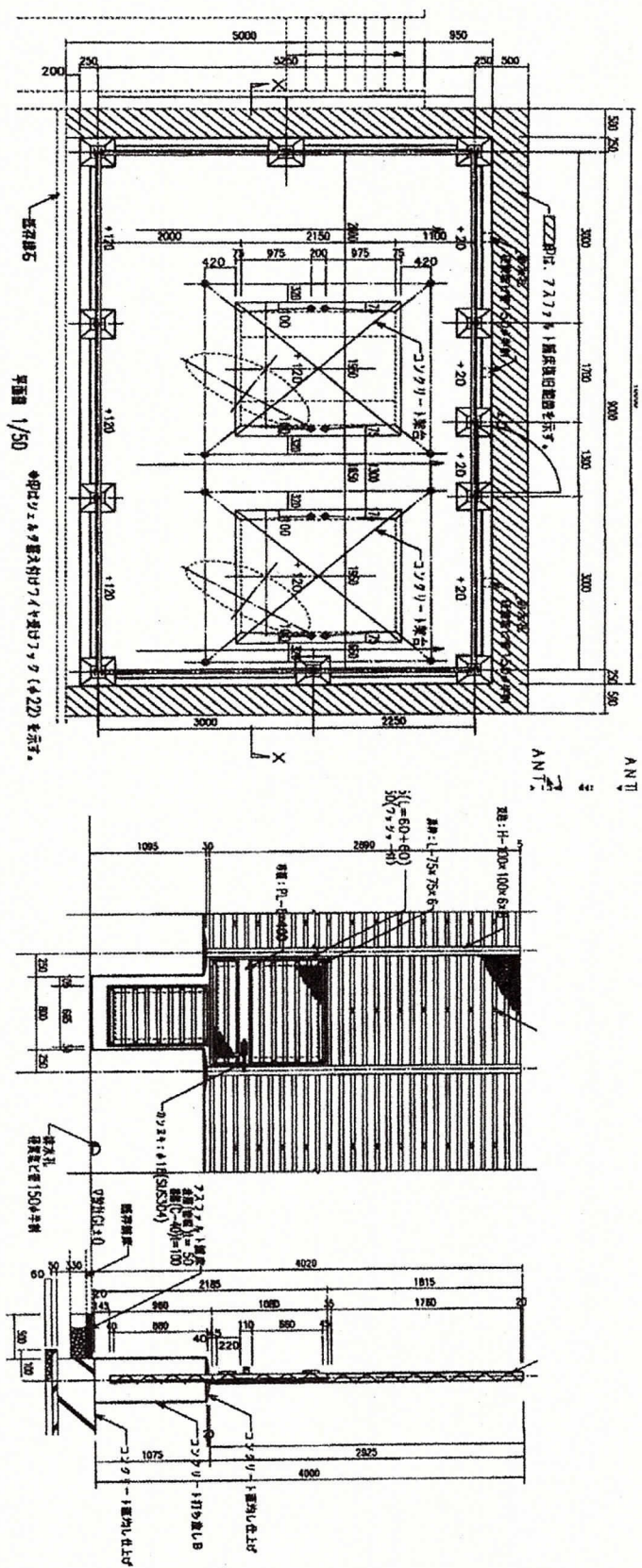
中央基地システム通信隊本部 4 科

撤去物
(外觀写真)



撤去物

(図面中下部コンクリート基礎部分のみ)



品目・数量

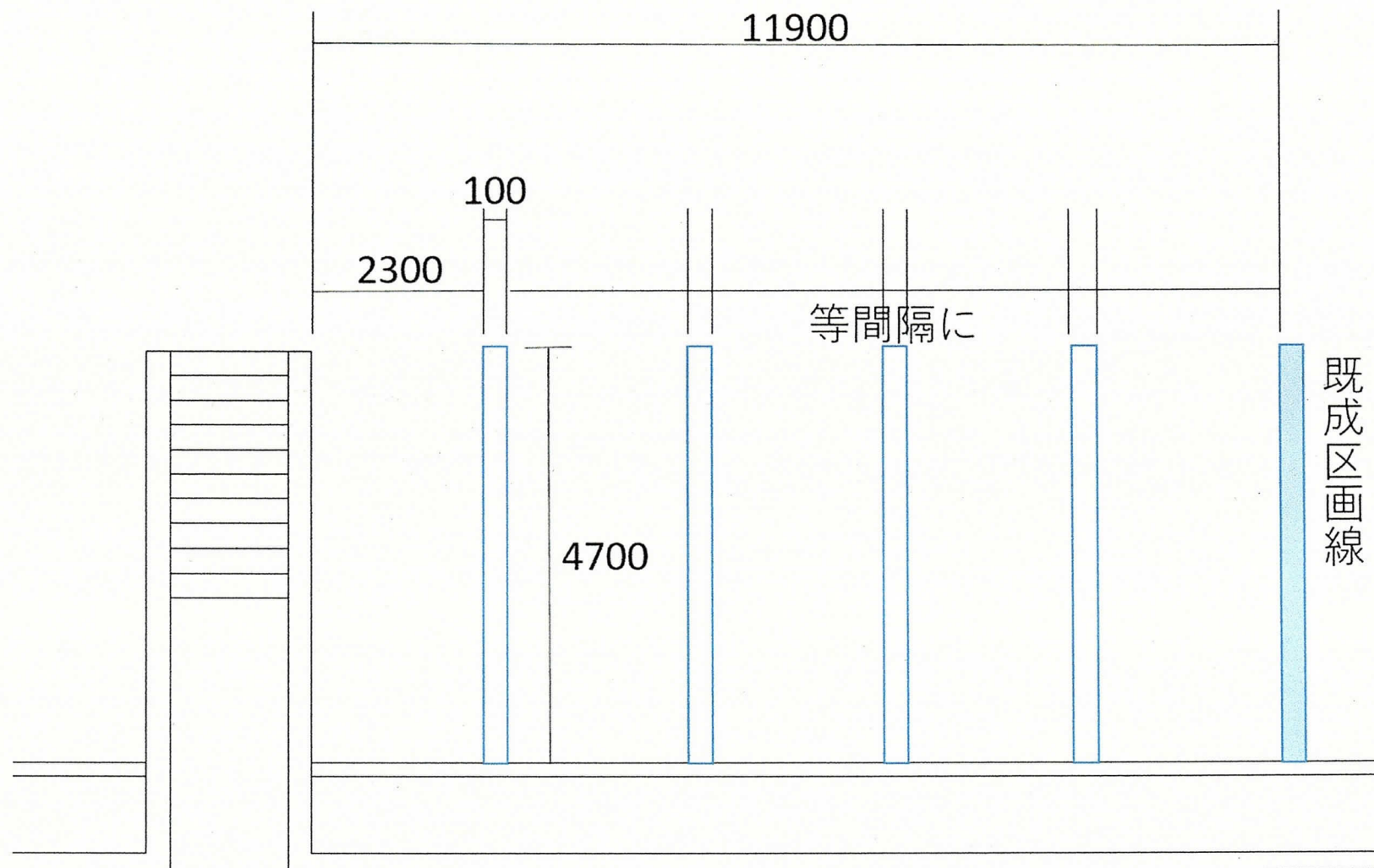
名 称	規 格 寸 法	単位	数量
捨てコンクリート地業	Fs=18N/mm ² S=15	m ³	2.2
異形棒鋼	SD295A D10 柱	kg	20.60
異形棒鋼	SD295A D13 柱軸筋	kg	183.81
異形棒鋼	SD295A D13 基礎配筋	kg	998.93
普通コンクリート	Fc=21N/mm ² S=18 底盤	m ³	14.0
普通コンクリート	Fc=21N/mm ² S=18 柱	m ³	3.2

駐車区画塗装 レイアウト



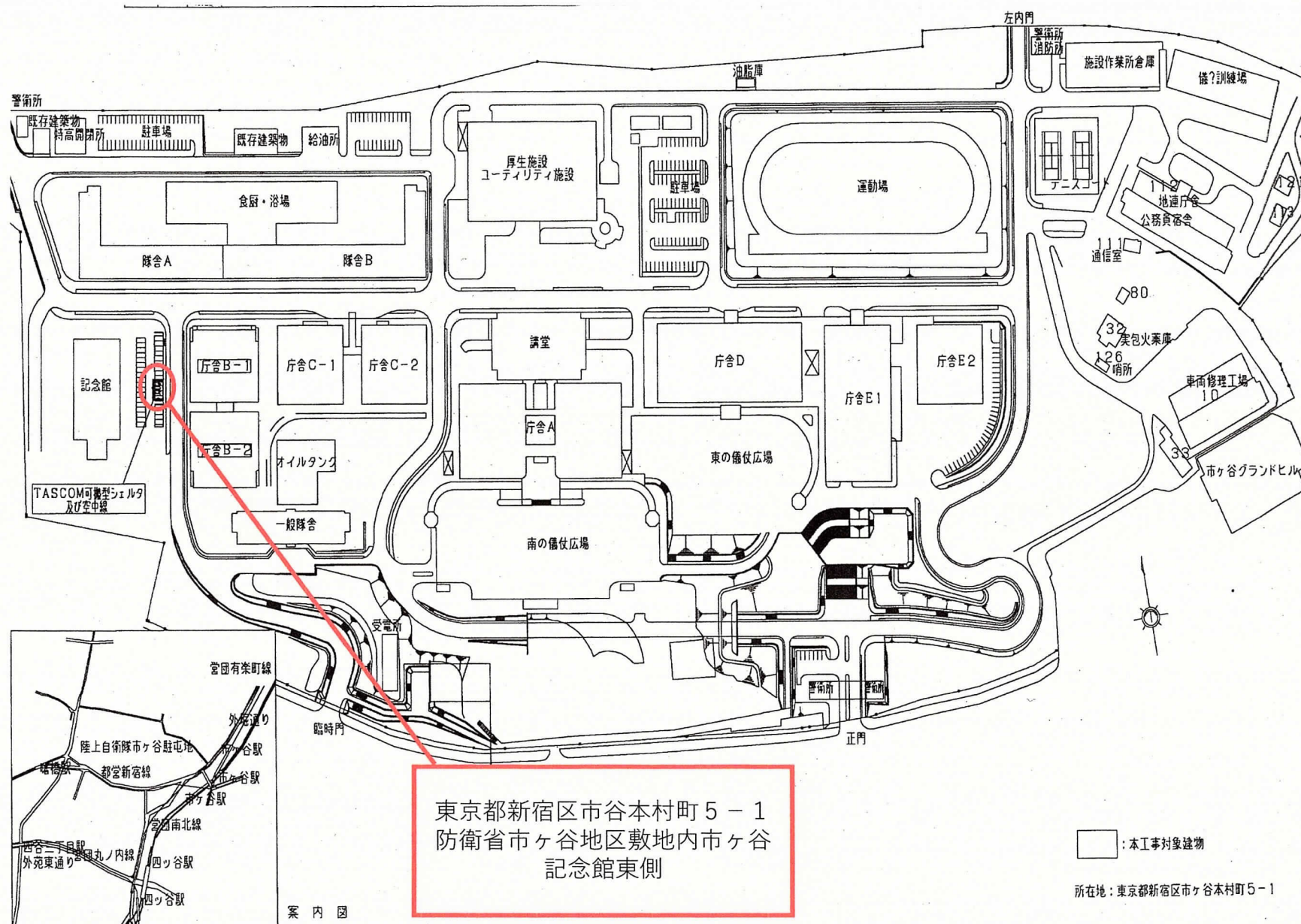
等間隔に 4 本

駐車区画塗装 寸法・条件



塗料は白色、通常の屋外条件下で1年以上耐久すること

役務実施場所



入 札 書

調達要求番号	5K7V1A50104	契約実施計画番号	5K6Z12A00150
--------	-------------	----------	--------------

金 額 ¥ (税抜)

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
防風フェンス基礎の撤去	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納 入 場 所	市 ヶ 谷	納 期	令和8年3月27日		
入 札 保 証 金	免 除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先